

輸 出 貨 物 船 積 料 金 表

I 料金の種類及び額

上屋入れよりはしけ取本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

貨 物 名		項 目		内 訳			合 計
				船積料金	分担金	はしけ内 荷 役 料	
ユニ タイ ズ 貨 物	パレタイズ貨物		4,701	18.75	85	4,804.75	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満且つ容積20トン未満のもの)		4,306	18.75	157	4,481.75	
包 装 品	袋 物(紙・ビニール入りのもの)		6,023	18.75	329	6,370.75	
	バール物		5,735	18.75	245	5,998.75	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)	6,060	18.75	245	6,323.75	
		機械類 (1個当たり5トン以上のもの)	5,596	18.75	157	5,771.75	
有 資 貨 物	タ イ ヤ		4,971	18.75	245	5,234.75	
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	5,462	18.75	120	5,600.75	

- (注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- (2) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として1トンにつき315円を別途申し受けます。
- (3) 分担金については別掲料金表参照。

直背後上屋入れより接岸本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

貨物名		項目	内 訳		合 計
			船積料金	分担金	
ユニ タイ ズ 貨 物	パレタイズ貨物		3,443	11.25	3,454.25
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満且つ容積20トン未満のもの)		3,048	11.25	3,059.25
包 装 品	袋 物(紙・ビニール入りのもの)		4,765	11.25	4,776.25
	ボール物		4,477	11.25	4,488.25
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)	4,802	11.25	4,813.25
		機械類 (1個当たり5トン以上のもの)	4,338	11.25	4,349.25
有 資 貨 物	タ イ ヤ		3,713	11.25	3,724.25
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	4,204	11.25	4,215.25

- (注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- (2) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として1トンにつき315円を別途申し受けます。
- (3) 分担金については別掲料金表参照。

営業倉庫（又は上屋）河岸はしけ受より本船積の場合

（1トンにつき 単位円）

項 目 貨 物 名	内 訳			合 計
	船積料金	分 担 金	はしけ内 荷 役 料	
織 維 製 品	3,161	9	245	3,415
化学合成繊維（原料）	2,987	9	245	3,241
缶 詰	3,161	9	245	3,415

- （注）（1） 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- （2） 庫内検量のための拼替看貫及び仕訳の料金については別途申し受けます。

単位（円）

繊維製品 1 トンにつき	561
化学合成繊維 1 トンにつき	499
缶詰 1 カートンにつき	53

- （3） 分担金については別掲料金表参照。

上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

(1トンにつき 単位円)

貨物名	内 訳		合 計
	船積料金	分 担 金	
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び 完成車、機械類(1個当り5トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632	10.50	4,642.50

- (注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- (2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。
- (3) 分担金については別掲料金表参照。

II 分担金及び付加金

区 分	A	B	C	D	E
(1)港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	5円60銭	4円80銭	4円80銭
(2)港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭	1円50銭	—	1円50銭
(3)労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円90銭	4円20銭	4円20銭
(合 計)	(18円75銭)	(11円25銭)	(12円)	(9円)	(10円50銭)

料金の適用方

1. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- (1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合
輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業
- (2) 直背後上屋入れより接岸本船積の場合
輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業
- (3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合
輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業
- (4) 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合
輸出貨物を上屋(コンテナフレートステーションを含む)戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

2. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3. 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は、1トン分とします。

4. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6. その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 - ① 航路別(方面別)優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横待ちする場合の横待ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、少量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 基本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

Ⅲ 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当り収容トン数)の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ (野積場)	13	9
織 維 原 料 類	57	43
青 果	57	43
窯 製 品	68	57
そ の 他 の 貨 物	100	81

- (注) (1) 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
- (2) コンテナについては、野積場置き料金の適用とします。
- (3) 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。